

在外被爆者保健医療助成事業のお知らせ

＊ このお知らせは、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルーにお住まいの方々へのものです。

1. お知らせ

在外被爆者保健医療助成事業につきましては、

・ 民間保険に加入されている方は、保険会社に支払った保険料が助成対象となります。

・ 民間保険に加入されていない方は、医療機関に支払った医療費（医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。）が助成対象となります。

※ 保険料と医療費の両方を申請することはできません。

2. 申請の手続

・ 民間保険に加入されている方（保険料の助成）は、

黄色の書類

をご覧ください。

・ 民間保険に加入されていない方（医療費の助成）は、

青色の書類

をご覧ください。